

事務連絡
平成21年6月2日

各〔 都道府県
政令市
特別区 〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部

医療機関における新型インフルエンザ感染対策について

平成21年5月21日付事務連絡「新型インフルエンザに関する院内感染対策の徹底について」において、急速な患者増加が認められた地域を対象とした感染対策についての情報提供をしたところです。その後、国立感染症研究所では、さらに新型インフルエンザに係る知見を集積し、現時点での全国の全ての医療機関に求められる院内感染対策について、別添1のようにとりまとめました。

ただし、国民のほとんどが新型インフルエンザに対する免疫を持たないことから、感染が拡大する素地を有しており、とくに基礎疾患のある者等のハイリスク者に対しては一層の感染防止策が必要となると考えられます。そこで、国立感染症研究所では、ハイリスク者に対する感染防止策について、別添2のようにとりまとめました。

各都道府県等におかれましては、管下の各医療施設に対して本資料を周知し、院内感染対策の徹底に向けて参考にしていただくようお願いいたします。なお、本資料は、今後の国内等での情報蓄積に伴い、内容に変更が生じる可能性があることを申し添えます。

別添1：医療機関における新型インフルエンザ感染対策

（国立感染症研究所 感染症情報センター）

別添2：医療機関におけるハイリスク者に関する感染防止策の手引き

（国立感染症研究所 感染症情報センター）